

## ストリートデザインスクール参加規約

本規約は、ストリートデザインスクール(以下「本スクール」といいます。 )の申込みおよび受講に関する、ユーザーと一般社団法人アーバンデザインセンター大宮(以下「当社」といいます。 )との間の権利義務関係を定めるものです。本スクールの申込みにあたっては、事前に本規約に同意いただく必要があります。また、本規約に定めのない事項については、「ストリートデザインスクール」利用規約およびプライバシーポリシーに従うものとします。

1. 本スクールは、当社が主催します。当社が主催する本スクールは、当社所定の申込手続完了時点でユーザーと当社を当事者として本スクール参加に関する契約が成立します。
2. ユーザーは、本スクールの受講にあたり、当社の指示に従うものとします。
3. ユーザーは、以下の行為を行ってはなりません。
  - (1) 公序良俗に違反する行為、法令その他これに類する規則又は命令等に違反する行為、犯罪行為に関連する行為またはそのおそれのある行為
  - (2) 本スクールの運営を妨害する行為又はそのおそれのある行為
  - (3) 他の受講生に関する個人情報等を収集する行為、スクールの運営主体若しくは他の受講生の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為、営利を目的とする行為、他の受講生に不快感を与える行為、宗教活動への勧誘行為、その他本スクールの目的に沿わない行為
4. 本スクールにおいて作成する資料等は本スクールにおいて提供されるレクチャー等に通じて作成されるものであることに鑑み、ユーザーは、本スクールにおいて作成したプレゼンテーション資料並びに当該資料に含まれるアイデア、写真、動画、ロゴ、図面、イメージ等及びこれらの加工済みデータ一式(以下「資料等」といいます。 )に関する一切の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。 )、意匠権、商標権、特許権、実用新案権(これらの権利を取得し又は登録出願する権利を含みます。 )その他一切の権利を、当社に対し無償で譲渡するものとします。但し、当社は、ユーザーがストリートデザインマネジメントの実践を目的として資料等を使用することを希望する場合、ユーザーからの事前の申し出を受けた上で、当該ユーザーに対して資料等の使用を許諾することができます。
5. ユーザーは、資料等に関して、合理的な理由がない限り、当社又は当社から当該資料等の利用の許諾を受けた者に対し、著作人格権を行使しないものとします。
6. ユーザーは、第 4 項に定める資料等の作成及び権利の譲渡にあたって、第三者の著作権を含む一切の権利を侵害しないことを保証します。
7. ユーザーは、当社又は当社の許諾を得た者が、本スクールの記録又は広報目的で本スクール実施模様を、ユーザーの肖像・音声・発言内容等を一部に含む形で写真撮影又は動画撮影をすること及び当該撮影された写真又は動画を、保存し、及び当社の運営するウェブサイトその他の媒体で本スクールの紹介目的で公表することについて、予め同意します。
8. 本スクールに関連して当社または第三者に発生した損害で、受講生の責めに帰すべき理由により生じたものにおいては、受講生が当該損害を賠償する義務を負います。
9. 本スクール又は本規約に関して紛争が発生した場合は、協議により解決するよう努めるものとし、協議が整わない場合は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024 年 7 月 1 日 制定